松戸市立総合医療センター感染管理指針

松戸市立総合医療センターにおける医療関連感染管理を推進するため、本指針を定める

1. 病院感染に対する基本的姿勢

本院は患者および職員を守るため、院内感染の発生を防止し、発生時にはその原因を速やかに特定し、感染拡大防止に努めることを責務と考える。院内感染防止対策および発生時対応を全職員が把握し、この指針に則した医療を患者に提供するべく全力で取り組むことを宣言する

2. 組織と体制

本院における感染管理を推進するために、以下の組織を設置する

- 1)院内感染防止対策委員会
 - (1)院内感染に関する最高決定機関として院内感染対策推進のため、事業管理者の諮問機関として設置する
 - (2) 委員会は病院長を委員長とし、院内各部門の責任者により構成される
 - (3) 定例会は毎月1回開催する
- 2) 医療安全局院内感染対策室
 - (1)院長直属の組織であり院内感染対策を全職員に発信し、職員への周知をはかる
 - (2) インフェクションコントロールチーム (ICT) を組織する
 - (3) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を組織する
 - (4) 院内感染管理者を1名配置する
- 3) インフェクションコントロールチーム (ICT) 院内感染防止および院内感染発生時に対応する実務組織である
- 4) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST) 抗菌薬が適正に使用されるよう支援を行う組織である
- 3. 医療従事者に対する研修
- 1)院内感染対策について就職時研修を実施する
- 2)院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識 向上のために、年2回以上全職員対象の研修を開催する
- 3)抗菌薬の適正使用のために年2回以上職員の研修を開催する
- 4. 感染症の発生状況の報告に関する事項
- 1)法令に定められた感染症の発生時に届出を行う
- 2) 感染症の発生状況および細菌分離状況について情報を収集し、病院長へ報告する
- 3)院内の菌分離状況を全国サーベイランスに報告する

- 5. 院内感染発生時の対応に関する事項
- 1) 重大な事例および緊急を要する事例が発生した場合は、直ちに病院長に報告し、臨時院内感染防止対策委員会を開催する
- 2)対策を実施した後も収拾しない場合は、連携する医療機関に支援を依頼し、関係機関に 報告する
- 6. 院内感染対策および発生時対応を記した「感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、必要に応じ見直し改定を行う
- 7. 本指針の開示に関する事項 本指針は院内に掲示するとともに、ホームページに掲載する

附 則 この指針は、平成19年10月1日から施行する

附 則 この指針は、平成21年2月1日から施行する

附 則 この指針は、平成22年5月1日から施行する

附 則 この指針は、平成24年9月1日から施行する

附 則 この指針は、平成28年1月1日から施行する

附 則 この指針は、平成30年4月1日から施行する